

Ⅶ 第 2 次 募 集

第 1 募 集

1 応募資格

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第 1 募集」の 1 に定める者のうち、次の(1)、(2)に該当しない者

- (1) 令和 3 年度公立高等学校入学許可候補者となっている者
- (2) 千葉県内に所在する私立高等学校の令和 3 年度入学許可候補者のうち、当該私立高等学校の校長から「Ⅶ 第 2 次募集」に応募してよい旨の承認を得ていない者

なお、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第 5 入学願書等の提出期間等の特例」の 2 に定める期間を過ぎて、他都道府県から新たに志願する者については、保護者の転勤等に伴う転居による者で、令和 3 年度公立高等学校及び私立高等学校の入学許可候補者となっていない者が出願できる。

2 第 2 次募集を実施する課程、学科及び募集人員

(1) 実施する課程及び学科

入学許可候補者の数が募集定員（三部制の定時制の課程においては、募集定員から転入学等の予定人員及び「Ⅸ 秋季入学者選抜」の募集人員を減じた人数）に満たない全日制の課程（地域連携アクティブスクールを除く。）及び定時制の課程の全ての学科

(2) 募集人員

全日制の課程（地域連携アクティブスクールを除く。）及び定時制の課程（三部制の定時制の課程を除く。）にあつては、募集定員から入学許可候補者の数を減じた人数を募集人員とする。

三部制の定時制の課程にあつては、募集定員から転入学等の予定人員及び「Ⅸ 秋季入学者選抜」の募集人員並びに入学許可候補者の数を減じた人数を募集人員とする。

第 2 出 願

1 総 則

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第 2 出願」の 1 に定めるところによる。

2 出願書類等

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書・収入証紙貼付票・受検票・入学願書等受理証	所定の用紙（別紙 5）に所要事項を記入すること。 入学検査料については、収入証紙貼付票に、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第 2 出願」の 2 の入学検査料一覧表のとおり収入証紙を貼付すること。 写真貼付欄に、写真 2 枚（縦 4 cm×横 3 cm、正面上半身脱帽、令和 2 年 12 月 1 日以降に撮影したもの。カラー・白黒いずれも可）を貼付すること。
(2) 調査書	所定の様式（様式 1）で作成すること。 なお、中学校卒業後、5 年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を提出すること。
(3) 誓約書	所定の様式（様式 1 6）で作成すること。 ただし、「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第 5 入学願書等の提出期間の特例」の 2 に定める期間を過ぎて、他都道府県から新たに志願する者は、誓約書（様式 1 7）を作成し、提出すること。
(4) 選抜結果通知用封筒	8 4 円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形 3 号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
(5) 自己申告書	以下について説明することを希望する者は、所定の様式（様式 4）で作成し、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、在籍（出身）中学校の校長に提出することを報告した後、提出すること。 また、原則として志願者本人が記入すること。 ・「欠席が多い理由」（年間の欠席日数が 3 0 日以上の場合とする。） ・「障害があることによって生ずる事柄」 ・「特に説明しようとする事柄」
(6) 志願理由書	志願する三部制の定時制の課程を置く高等学校が提出を求める場合は、所定の様式（様式 3 の(1)）で作成し、提出すること。
(7) 千葉県県立高等学校入学志願証明書	「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第 2 出願」の 1 の(6)に該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校長等の証明書（様式 1 4）を提出すること。
(8) 誓約書	「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第 2 出願」の 1 の(6)に該当する者は、入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式 1 5）を提出すること。

書類等	摘要
(9) 必要に応じて提出する書類	「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、事情説明書、身元引受人承諾書等の千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類及びその他当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の様式は、別に定める。
(10) 承認書	当該私立高等学校の校長から、公立高等学校の第2次募集に志願することが承認されている者は、承認書（当該私立高等学校の定める様式）を提出すること。
(11) 学習成績分布表	志願者が千葉県内の公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍している場合、在籍中学校の校長は、所定の様式（様式2の(1)）で作成し、県教育長に送付により提出すること。ただし、他の選抜において、すでに提出済みの場合には必要としない。（「Ⅶ 第2次募集」の「第4 調査書及び学習成績分布表」、31ページ参照）

注 1 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者（別記6、75ページ参照）が出願する場合は、別記7（76～77ページ参照）に示す書類等を提出する。

2 市立高等学校にあつては、(7)、(8)及び(9)について、当該市教育委員会の定めるところによる。

3 出願手続

(1) 志願者は、出願書類等を在籍（出身）中学校の校長の確認を経て、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が直接、志願する高等学校の校長に提出する。

(2) 出願書類等の提出期日及び受付時間

令和3年3月10日（水）

受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

なお、送付の場合も、3月10日（水）午後4時30分までに必着とする。

第3 志願又は希望の変更

1 志願変更

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第3 志願又は希望の変更」の1に定めるところによる。この場合における読替え等は、次のとおりとする。

(1) 1の(1)は、「志願した高等学校を変更したい者（以下「志願変更者」という。）は、1回に限り、先の志願を取り消して、「Ⅶ 第2次募集」を実施する他の高等学校、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第2 第2次募集」を実施する高等学校又は「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」を実施する高等学校を新たに志願することができる。ただし、市立高等学校にあつては、当該市教育委員会が定めるところによる。」と読み替える。

(2) 1の(2)の読替え等は、次のとおりとする。

ア 「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2、「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2、「Ⅳ 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2、「Ⅴ 成人の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2及び「Ⅵ 連携型高等学校の特別入学者選抜」の「第2 出願」の2は削る。

イ 「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第2 出願」の2、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「2 出願」の(2)又は「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第1 一期入学者選抜」の「2 出願」の(2)は、「Ⅶ 第2次募集」の「第2 出願」の2、「Ⅷ 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第2 第2次募集」の「2 出願」の(2)又は「Ⅹ 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」の「2 出願」の(2)と読み替える。

2 希望変更

「Ⅰ 一般入学者選抜」の「第3 志願又は希望の変更」の2に定めるところによる。この場合における読替え等は、次のとおりとする。

(1) 2の(1)は、「志願した高等学校の課程、学科、三部制の定時制の課程の部（午前部、午後部及び夜間部）の希望を変更したい者（以下、「希望変更者」という。）は、1回に限り、先の希望を取り消して、他の課程、学科、三部制の定時制の課程の部（午前部、午後部及び夜間部）を新たに希望することができる。」と読み替える。

3 志願又は希望変更の受付期日及び受付時間

令和3年3月11日(木)

受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

なお、送付の場合も、3月11日(木)午後4時30分までに必着とする。

第4 調査書及び学習成績分布表

1 調査書(様式1)

志願者の在籍(出身)中学校の校長は、別記1(63～65ページ参照)に基づいて作成する。

なお、提出先については、志願する高等学校の校長とする。

また、令和3年3月卒業(卒業見込み)の者については、令和2年12月末日現在で記入する。

2 学習成績分布表(様式2の(1))

志願者が千葉県内の公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍している場合、在籍中学校の校長は、別記1(63～65ページ参照)に基づいて作成した学習成績分布表を1通、次のとおり県教育長に提出しなければならない。

ただし、他の選抜において、すでに県教育長に学習成績分布表を提出してある場合には、提出を必要としない。

なお、令和3年3月卒業(卒業見込み)の者については、令和2年12月末日現在で記入する。

また、志願する高等学校には学習成績分布表の提出を必要としない。

(1) 提出期限等

提出は、送付によるものとし、令和3年3月10日(水)午後4時30分までに必着とする。

その際、封筒の表に「学習成績分布表在中」と朱書きする。受理証は交付しないため、返信用封筒は必要としない。

(2) 送付先

〒261-0014 千葉市美浜区若葉2-13

千葉県総合教育センター学力調査部

(3) 提出上の留意点

ア 志願者が千葉県内の公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校以外の中学校等に在籍している場合については、学習成績分布表の提出を必要としない。

イ 過年度卒業生については、学習成績分布表の提出を必要としない。

第5 入学願書の交付及び受検票等の交付

1 入学願書は、令和3年3月5日(金)以降、実施する各高等学校、県教育庁教育振興部学習指導課、各教育事務所及び千葉市教育委員会で交付する。

2 高等学校の校長は、出願書類等の受理が完了した後、所定の受検票及び入学願書等受理証を交付し、その他の書類についても受理証(各高等学校の定める様式)を交付する。

第6 検 査

1 検査期日

令和3年3月15日(月)

2 検査場所

志願した高等学校

3 検査の内容及び時間

(1) 全ての高等学校で面接を実施する。

(2) 各高等学校は、集団討論、自己表現、作文、小論文、適性検査、学校独自問題による検査及びその他の検査のうちから、いずれか一つの各高等学校において別に定める検査を実施する。

各高等学校において別に定める検査の内容は、別に定める(付表8、150～151ページ参照)。

なお、検査に係る周知すべき事項がある場合は、出願時に志願者に文書で伝えるものとする。

(3) 検査時間については、各高等学校において別に定める検査の内容により別に定めるものとする。

4 検査時間割

3月15日(月)	
時 間	検 査 等
9:30	集 合
9:30～ 9:40	受付・点呼
9:40～ 9:55	注意事項伝達
10:10～	検 査

検査の時間等については、各高等学校が別に定める。

5 受検者心得

- (1) 受検票を必ず持参すること。
- (2) 当日、午前9時30分までに志願した高等学校に集合すること。
- (3) 携帯品、その他留意事項については、各高等学校において実施する検査の内容により、各高等学校において別に定めた指示に従うこと。
- (4) 時計を携帯する場合は、時計機能のみのものであること。
- (5) 携帯電話等は、検査室に持ち込まないこと。
- (6) 検査室では、物の貸借はしないこと。

第7 選 抜 方 法

- 1 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び各高等学校において実施した検査の結果を選抜の資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。選抜の資料のいずれかにおいて、各高等学校が審議の対象とすると定めた評価等を有する者については、特に慎重に審議して総合的に判定するものとする。
調査書の教科の学習の記録に評定の記載のない教科がある場合等については、他の選抜の資料と併せて、他の者の資料と比較検討した上で、総合的に判定する。
また、外国において、学校教育における9年の課程を修了した者等で、所定の調査書が提出できない者については、総合的に判定する。
- 2 調査書の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、各高等学校において実施した検査の結果等の選抜の資料は原則として得点（数値）化するものとし、選抜の資料の配点は各高等学校において別に定める。
- 3 埼玉県及び茨城県の本県隣接学区内に居住する者が隣接県から入学できる生徒数は、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第5条の規定に基づく細部協定書によるものとする。
- 4 三部制の定時制の課程を置く高等学校が、志願者に志願理由書の提出を求めた場合には、これを選抜の資料に加えるものとする。
- 5 「欠席が多い理由」、「障害があることによって生ずる事柄」又は「特に説明しようとする事柄」について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜の資料に加えることができる。ただし、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- 6 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等（自己申告書を除く。）の内容について、中学校の校長に照会することができる。
- 7 各高等学校は、選抜の手順、選抜のための各資料の項目等を定めた「選抜・評価方法」を作成し、公表する。各高等学校の「Ⅶ 第2次募集」の「選抜・評価方法」についての詳細は、別に定める。

第8 入学許可候補者の発表及び選抜結果の通知

選抜結果については、高等学校の校長が、令和3年3月17日（水）午前10時に各高等学校において掲示により入学許可候補者の受検番号を発表する。

また、選抜結果を志願者本人あて通知する。

第9 追 加 募 集

定時制の課程（三部制の定時制の課程を除く。）において、第2次募集を行っても入学許可候補者の数が募集定員に満たない場合には、令和3年3月25日（木）又は26日（金）に追加募集を行う。

三部制の定時制の課程において、第2次募集を行っても入学許可候補者の数が募集定員から転入学等の予定人員及び「Ⅸ 秋季入学者選抜」の募集人員を減じた人数に満たない場合には、令和3年3月25日（木）又は26日（金）に追加募集を行う。

なお、実施する学校の検査日及び検査内容等については、令和3年3月18日（木）以降、県教育委員会のウェブページで公表する。

第10 そ の 他

- 1 障害があるため通常の方法では受検が困難であると認められる生徒に対する措置については、別記10（79ページ参照）により、特別配慮申請書を提出することができる。
また、障害のある生徒の入学者選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。
- 2 この要項に定めるもののほか、「Ⅶ 第2次募集」に必要な事項及び特別な事態（非常変災、新型コロナウイルス感染拡大等）が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。ただし、市立高等学校にあっては、当該市教育委員会が定めるところによる。